

写

令和元年8月5日

宮城労働局長
代田 雅彦 殿

宮城地方最低賃金審議会
会長 赤石 雅英

宮城県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和元年7月5日付け宮労発基 0705 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、下記のとおり
の結論に達したので答申する。

記

- 1 適用する地域
宮城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間824円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和元年10月1日